

事 務 連 絡
令和6年(2024年)3月1日

各 課 代 表 課 長 補 佐
各 教 育 局 企 画 総 務 課 長
各 所 管 機 関 担 当 課 (事 務) 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会担当課長
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育庁教職員局教職員事務課課長補佐

新たに採用された職員の赴任旅費の計算等について

このことについて、別添のとおり新規採用者への説明用資料を作成しましたので、関係所属において新規採用者からの照会があった際の参考としていただくほか、新規採用者が配置される予定の所属においては、新規採用者に対し配付願います。

記

1 赴任旅費の計算等について

引越時期や赴任旅費の計算について新規採用者から照会があった場合は、別添資料を参照するほか、次の点に留意して、適切に対応してください。(疑義が生じた場合は、当課あて照会願います。)

- (1) 採用日前の赴任旅行に係る災害・事故等については、公務災害の対象外となること。
- (2) 赴任に伴う住居移転に対し支給される移転料については、資料 p.5 のとおり上限額の範囲内の実費を支給するが、支給にあたっては複数業者(上限額を超える転居の場合は3者以上)の見積書を徴取し、最も安価な業者を選定する必要があること。
- (3) 航空機を利用して赴任する場合は、航空賃の旅客運賃の支払いに係る領収書が必要であること。(搭乗者氏名、搭乗日、搭乗区間が領収書では確認できない場合は、搭乗券や搭乗証明書等が必要です。)

2 その他

令和6年4月1日付け採用に伴い転居する場合における各種手当の取扱いについては、別途お知らせします。

給与制度係
担当：老
TEL:011-206-6746